

事前アンケートについて

本講習会に伴って実施した事前アンケートにご協力いただき、誠にありがとうございました。

ご記入いただいたアンケートについては、各区分別に1問1答形式で記載させていただきましたが、統一表記や類似の質問等を調整したため、原文表記と異なることがありますので、あらかじめご了承ください。

また、予想以上の回答数のため、また個別の詳細事例のために、本講習会資料には掲載できなかったものもございます。これらのご質問については、3月中旬までに市町村民児協事務局を通して回答させていただきますので、この点につきましてもご了承くださいますようお願いいたします。（回答については、活動記録の記入方法及び「活動記録マニュアル」への疑問点に限らせていただきます）

■アンケート回答数 : 237名 (H23.2.10現在)

■各区分別の質問件数 (総数: 628件。複数回答あり)

- 相談・支援件数 (内容・分野) …… 57件
- その他の活動件数
 - 「調査・実態把握 (1)」 …… 56件
 - 「行事・事業・会議への参加・協力 (2)」 …… 73件
 - 「地域福祉活動・自主活動 (3)」 …… 88件
 - 「民児協運営・研修 (4)」 …… 38件
 - 「証明事務 (5)」 …… 39件
 - 「要保護児童の発見の通告・仲介 (6)」 …… 14件
- 訪問回数
 - 「訪問・連絡活動 (7)」・「その他 (8)」 …… 70件
- 連絡調整回数
 - 「委員相互 (9)」・「その他の関係機関 (10)」 …… 40件
- 様式・マニュアル等へのご意見・ご感想 …… 153件

様式・区分の名称等へのご意見

様式及び区分の名称については、「様式の簡素化」や「わかりづらい名称の変更」等の改善すべき点に関する多数の要望が寄せられました。

皆様にご指摘いただいた点については、当協議会の部会でもたびたび話題にのぼりましたが、全国統一の様式のため、千葉県のみ変更することはできません。

頂戴したご意見については、平成23年度の諸会議において全民児連へご報告・要望させていただきます。

活動記録の作成の前に

活動記録を作成するにあたっては、「民生委員・児童委員、主任児童委員（以下、「民生委員」という）」として行った活動であること、または民生委員活動に役立てるための活動（自主活動）であることが、記入の前提となりますので、次頁以降のQ&Aについても、この点をご留意のうえ、ご参照ください。

「相談・支援件数（内容・分野）」Q&A

Q1

「活動記録マニュアル」には、相手の話を聴いただけという「傾聴」についても活動記録に記入するとあるが、具体的な話し合いや直接的な支援に限定されるべきではないか？

回答

「活動記録マニュアル」には、相談・支援活動を行う中で、相手の話を聴くことだけ（傾聴）でも件数を数えることとしています。

日々の民生委員活動の中で、多くの相談が寄せられる又はお話を伺う機会があるかと思えます。なかには、ご質問のように、具体的な話し合いから適切な支援を受けることを目的とした住民の方もいるかと思えます。

また、その一方で、具体的な支援を求めず、世間話の延長で話を聴いてほしい、愚痴を聴いてほしいと思う方もいるかと思えます。「気軽に相談にのってもらえる人（民生委員）が地域にいる」と思っていただけのこと、安心感を持っていただける、またはその後の支援等に結びつくことがあります。

そのような点からも、「傾聴」という何気ない活動も、活動記録に記載すべき重要な地域福祉（民生委員）活動だと思われれます。（長時間の電話での傾聴も含める）

Q2

相談内容によっては、分野別の複数の項目に関係する（高齢者（16）・障がい者（17）・子ども（18）すべてに起因する）場合があるが、どのように記入したらよいか？

回答

分野別の区分（マニュアルP13）には、相談者の年齢や特徴で区分を選択するのではなく、「相談された内容がどの区分に起因するのか」で判断します。

ご質問のように、相談内容によっては、考えられる起因が複数にまたがる場合も当然考えられます。例えば「生活費の不足」に関する相談としますと、「なぜ不足しているのか？」を念頭に、ご高齢のため働くことができないのか、または障がいを持っているためなのか、相談内容から判断します。当然、成人からの相談でも相談内容の起因すべき理由に応じて、（16）～（18）に該当する場合もあります。一番起因していると思われる区分に該当する番号を記入してください。

Q3

1つの内容の相談を何日間かにわたって行った場合の「相談・支援件数」の記入方法は？

回答

同じ対象者の方に、同じ相談・支援内容を何日間かにわたって行った場合は、その日ごとに「相談・支援件数（内容・分野）」を記入します。

また、同じ対象者の方に、1日のうちに内容の異なる複数の相談・支援を行った場合は、それぞれの相談・支援内容ごとに記入することになります。

Q4

「相談・支援件数」の「(内容) 子どもの地域生活 (5)」の「①子ども会や自治会行事への参加」と、「行事・事業・会議への参加・協力 (2)」との相違は？

回答

行った活動が「相談・支援件数（内容・分野）」と、「その他の活動件数（1）～（6）」のどちらに記入したらよいか迷うこともあるかと思います。迷われた場合は、まずその活動が「相談・支援件数（内容・分野）」に該当するかを考え、当てはまれば「相談・支援件数（内容・分野）」にその番号を記入します。

「相談・支援件数（内容・分野）」に当てはまらない場合、「その他の活動件数（1）～（6）」に記載するようにしてください。

Q5

高齢者世帯訪問の際、別居の子ども夫婦が来ており、家屋の補修（風呂場の改造）の相談を受けた。帰宅後、資料を調べ、具体的な相談機関についてアドバイスをを行った場合、「相談・支援件数」には「(内容) 在宅福祉 (1)」、「(分野) 高齢者 (16)」と記入すればよいか？

回答

まず「相談・支援件数」には、「(内容) 在宅福祉 (1)」の「⑥住宅改造」に該当しますのでご質問のとおりです。次に、「分野」については、住宅を改造する意図・目的等（起因すべき理由）に応じて異なるため明確には言えませんが、「風呂場の段差をなくすため」といったご高齢を理由とした場合は「(分野) 高齢者 (16)」に該当します。

なお、介護保険制度を利用した住宅改修も想定されるので、介護保険制度へ繋ぐ場合には「相談・支援件数」には、「(内容) 介護保険 (2)」、「(分野) 高齢者 (16)」と記入します。

Q6

同じ地区の委員から「住民から相談・支援を求められたがどのよう
に対処したらよいか？」との連絡（相談）を受けた場合、「相談・支
援件数」に入れてよいのか？

回答

「相談・支援件数」の対象は、住民への相談・支援活動と、住民を支援するために行った関係機関との協議（個別ケース）等が該当します。

ご質問のように、委員同士で意見交換やアドバイスを行った場合は「相談・支援件数（内容・分野）」には記入せず、「委員相互（9）」に記入します。

Q7

外出先で出会って、安否確認ができた時に交わす会話で、「風邪気
味です」とか「病院に行っている」とかくらいの内容の場合、「相談・
支援件数（内容・分野）」に記入するか？

回答

「相談・支援件数（内容・分野）」には、具体的な相談を受けた場合（傾聴を含む）や、支援を行った場合に記入しますので、ご質問の内容ですと「相談・支援件数（内容・分野）」には記入せず、「訪問・連絡活動（7）」に記入することになります。

Q8

学校の登校支援は、「相談・支援件数」の「子どもの地域生活（5）」
と「子どもの教育、学校生活（6）」のどちらに記入するのか？

回答

登下校の見守り活動については、学校やPTAが主体の場合は「行事・事業・会議への参加・協力（2）」に記入し、民生委員・民児協主体の場合は「地域福祉活動・自主活動（3）」に記入します。

ただし、通学路の危険箇所等の確認等を伴う場合は、「相談・支援件数」の「（内容）子どもの地域生活（5）」に記入します。

Q9

具体的な相談内容が判別できない場合（何が主題かが判別できな
い相談の場合）は、内容別は「その他（14）」に記入することでよいか？

回答

多くの相談を受ける中で、一度に多くの具体的な相談を受け、またはあちらこちらに話が飛び、何が主題か判別できない場合もあろうかと思えます。「相談・支援件数（内容・分野）」には、判別できる範囲で記入し、判別できないものについては傾聴としてとらえ「（内容）その他（14）」に記入します。

Q10

毎年1月～3月の時期、障がいのある方の税金の申告書提出のことで支援（記入や市役所への付き添いなど）をしている。「相談・支援件数」の「内容」は、「その他（14）」でよいのか？

回答

障がい者の方に限らず、高齢者の方の各種申請のお手伝いをされることもあろうかと思えます。こうした場合は、「(内容) 日常的な支援（13）」に記入します。

その都度、相談・支援の各区分の例示（マニュアルP12・13）をご確認のうえ、ご記入ください。

Q11

ひとり暮らし高齢者が病気で入院中、入院先の病院から「患者が不穏を訴えているので来てほしい」との電話があった。病院に行っただが、患者の健康状態が悪く、本人とは話ができなかった。この時、看護師と転院についての話をした。これは、本人と話をしていないのに、「相談・支援」になるのか？

回答

住民への相談・支援活動は、直接的な活動と、関係機関と対象住民の支援方法について協議する等の間接的な活動が考えられます。ご質問の場合も、看護師と対象者のことについて話されているので「相談・支援件数」に記入します。

実際の記入は、まず病院で対象者の方の健康について、看護師の方と話し合っていますので、「相談・支援件数」には「(内容) 健康・保健医療（3）」、「(分野) 高齢者（16）」と記入します。次に、病院から連絡を受け、実際に（病院を）訪問しているので、「その他の関係機関（10）」に2件記入します。

Q12

友愛訪問の際、相談された。どのように記入すればよいのか？

回答

友愛訪問に限らず、各種案内を届けに行った際など、住民の方から相談されることが多いかと思えます。この場合は、相談された（又は、支援した）内容ごとに、「相談・支援件数（内容・分野）」に記入していきます。

その他の活動件数「調査・実態把握（１）」Q&A

Q1

市の事業に関する調査を行った場合、「行事・事業・会議への参加・協力（２）」の欄に事業の協力として記入しないのか？

回答

市や関係機関からの調査については、「調査・実態把握（１）」と「その他（８）」に記入します。基本的には、一つの事業等への参加・協力について記入する場合、「その他の活動件数（１）～（５）」は重複して記入することはありません。

Q2

「状況報告書（旧：証明事務）」の依頼を受けて、現況調査を行った場合、どこに記入するのか？

回答

市・関係団体等からの調査を依頼された場合、「調査・実態把握（１）」に記入することになりますが、例外として「状況報告」に関する調査については「証明事務（５）」に記入します。なぜ状況報告の調査だけが、「調査・実態把握（１）」ではなく、「証明事務（５）」なのかは、全民児連が提示する記入例等に基づいているため、明確にはお答えできません。ただし、他の活動とは性格が異なり、また区分（「証明事務（５）」）として成立しているためかと推考いたします。

Q3

近隣住民との会話の中から、さりげない情報収集を行った場合、これは「調査・実態把握（１）」に記入してよいのか？

回答

ご質問のように、世間話をする中で情報収集を行う場合もあろうかと思えます。この場合、支援に必要な情報収集の場合は「調査・実態把握（１）」に記入します。また、結果として支援対象者の情報把握に繋がった場合なども記入します。ただし、基本的には、民生委員活動に関係のない世間話の場合は、活動記録には記入しません。

Q4

高齢者声かけ訪問調査で、該当者への挨拶確認の場合、「調査・実態把握（1）」に該当するか？

回答

対象者世帯の実態把握を兼ねていれば、「調査・実態把握（1）」に実態把握を行った件数を記入し、「その他（8）」には訪問件数を記入します。また、調査や配付等、その他の活動とあわせて友愛訪問や安否確認を行った場合は、「訪問・連絡活動（7）」ではなく、「その他（8）」に記入します。（マニュアルP28「こんな時どうする？」②参照）

ただし、友愛訪問や安否確認のみを目的としていた場合は、実際に確認できた対象者数を「訪問・連絡活動（7）」に記入します。

Q5

歳末援護金の配分の調査と訪問は、「調査・実態把握（1）」へ記入すればよいか？

回答

配分金の対象者調査は、「調査・実態把握（1）」と「その他（8）」へ記入します。

なお、対象者調査を除く共同募金活動（赤い羽根・歳末）への協力は、他団体主体の活動への参加・協力となるので、「行事・事業・会議への参加・協力（2）」と「その他（8）」に記入することになります。

この際、街頭募金の場合は「行事・事業・会議への参加・協力（2）」に記入し、法人募金の場合は「行事・事業・会議への参加・協力（2）」に加え、訪問した法人数を「その他（8）」に記入します。対象者宅への配分金の配付活動なども、法人募金と同様の考え方です。

Q6

配食サービス利用者（となり得るかどうか）の対象者調査の場合は、「調査・実態把握（1）」として記入してよいか？

回答

配食サービス利用者（となり得るかどうか）の対象者調査の場合は、「調査・実態把握（1）」に記入します。ただし、ご質問のように、すでに対象者を把握している場合は、事前準備と考え、その主体に応じて「行事・事業・会議への参加・協力（2）」か「地域福祉活動・自主活動（3）」のいずれかに記入します。

社協主催であれば、「行事・事業・会議への参加・協力（2）」に記入し、民児協主体又は社協と協働であれば「地域福祉活動・自主活動（3）」に記入します。

Q7

日常的なひとり暮らし高齢者や障がい者等、何らかの課題を抱える世帯等への見守り訪問は安否確認でもあり、実態把握でもある。この場合は、「調査・実態把握（1）」に記入するか？

回答

ご質問のとおり、見守り訪問は対象者の「実態把握」を兼ねていることかと思えます。ただ、あくまでその訪問目的は「安否確認」にあるので、「訪問・連絡活動（7）」のみに、実際に対象者の安否が確認できた件数を数えます。

Q8

同居している別世帯への調査（高齢者が2名）については、「調査・実態把握（1）」にはそれぞれ1件記入してよいか？

回答

調査等を行う際、1軒（又は1世帯）で複数人を対象とする場合もあろうかと思えます。その場合、「調査数 × 対象者数 = 調査・実態把握（1）への記入件数」となります。ご質問の場合も、2件と記入します。なお、「その他（8）」については、1軒につき1件と数えます。

Q9

外出時、たまたま葬儀案内の看板を見て、担当地区の住民だったので、世帯票の記録を改めた。この場合、「調査・実態把握（1）」に記入するか？

回答

世帯（対象者）の状態把握になりますので、「調査・実態把握（1）」に記入します。

Q10

調査票の配付だけで、「調査・実態把握（1）」に記入するのはいかがかと思う。聞き取り調査を行って初めて調査と言えるのでは？

回答

活動を行うに当たって、その活動を行うまでに多くの事前準備を行っていることかと思えます。調査についても、配付から回収、聞き取りなど、いろいろな工程があります。それら一つひとつの工程（活動）は、すべて調査活動の一部として考えます。そのため、配付等の事前準備やその後の集計作業に係る活動についても件数に記入します。

Q11

担当地区内の転居などによる住民の入れ替えや世帯数の確認のため、年に数回担当区域内を巡回するが、変更等の世帯があれば「調査・実態把握（1）」に計上してよいのか？ また、変更等がなければ活動記録の対象外なのか？

回答

ご質問の内容は、世帯の実態把握かと思われるので、「調査・実態把握（1）」に実態把握を行った件数を記入します。また、変更等がない場合でも、確認調査を行っていますので、「調査・実態把握（1）」には記入します。

なお、「その他（8）」には実態把握できなかったに関わらず、訪問した延べ件数を記入します。

Q1

町会の行事に参加した場合、どこに記入したらよいか？

回答

町会の行事（敬老会や美化活動、防災・防犯活動、草刈、親睦会、ラジオ体操、スクールガード等。なお、町会が主体の場合に限る）に参加した場合、まず民生委員としての参加が前提となります。民生委員としてではなく、自主的な参加の場合は、活動記録には記入しません。

次に、その「行事の主体がどこか」によって判別します。町会主催の行事であれば「行事・事業・会議への参加・協力（2）」に記入し、民児協と町会が協働であれば地域福祉活動・自主活動（3）」に記入します。

また、民生委員として町会役員に選出されている場合は、その団体（町会）でのあらゆる活動を「行事・事業・会議への参加・協力（2）」に記入します。

Q2

民生委員が町会の役員を兼務している場合において、町会が主催（民児協は共催ではない）のサロン活動に世話人として参加した場合は、どのように記入するのか？

回答

「民生委員が自治会の役員を兼務している（選出されている）」ことは、民生委員として選出された他団体委員としての活動となりますので、「行事・事業・会議への参加・協力（2）」に記入します。

なお、町会役員とは異なり、町会長の職については、民生委員を務めているために就任するとは考えにくいいため、町会長職に付帯する職務一切については活動記録には記入しません。

Q3

（民生委員として）町会の役員をやっていて、さらに（町会役員として）他団体・機関の役員に選出された場合、どのように記入するのか？

回答

町会役員として、他団体の委員に選出された場合は、活動記録には記入しません。

Q4

地区の民生委員は、全員地区社協のメンバーになっている。この場合、どのように記入したらよいか？

回答

多くの地域では、民生委員が地区社協のメンバーとなり、配食サービスやサロン活動などを行っているかと思えます。こうした活動については、他団体主体の活動への参加と考え、「行事・事業・会議への参加・協力（2）」に記入し、活動に係る連絡等については「（住民の場合）その他（8）」や「（委員・関係機関の場合）連絡調整回数（9）（10）」に記入します。

また、地区によっては、家事援助を目的とする「ボランティア（たすけあい）グループ」等を結成し、その他（民生委員ではない）ボランティアの方と一緒に活動を行っている方もいるかと思えます。この場合も、上記と同様に考えます。

Q5

小学校等から「民生委員活動について話してくれるよう依頼された場合、「行事・事業・会議への参加・協力（2）」でよいか？

回答

他団体・機関が主催する行事等への出席（要請・招待を含む）については、「行事・事業・会議への参加・協力（2）」に記入します。

Q6

担当していた方が亡くなられて、遺族より葬儀に出てくださいと言われて出席した場合、「行事・事業・会議への参加・協力（2）」でよいか？

回答

ご葬儀等への出席については、遺族等からの要請の有無を問わず、「行事・事業・会議への参加・協力（2）」に記入します。

Q7

民生委員の委嘱伝達式は「行事・事業・会議への参加・協力（2）」に記入してよいか？

回答

民生委員の委嘱伝達式については、市町村行政の主催行事となります。そのため、「行事・事業・会議への参加・協力（2）」に記入します。

委嘱式終了後、民児協主催の総会や定例会等を開催した場合は、「民児協運営・研修（4）」に記入することになります。

Q8

市社協で集めているペットボトルのキャップや切手の収集協力は、どこに記入すればよいか？

回答

市社協の活動への参加・協力となりますので、「行事・事業・会議への参加・協力（2）」に1件記入します。

その他の活動件数「地域福祉活動・自主活動（3）」Q&A

Q1

給食サービスで、社会福祉協議会へ給食を取りに行き利用者へ届けた場合、「訪問回数（8）」と「その他の関係機関（10）」に重複して記入してよいか？

回答

「給食サービス」を社協と協働で行っていると仮定します。この場合、「地域福祉活動・自主活動（3）」に1件記入し、社会福祉協議会へ給食を取りに行ったことで「その他の関係機関（10）」に1件記入します。

また、利用者宅への訪問は、「その他（8）」に訪問した軒数を記入します。

なお、給食サービスの場合は、返却のため再訪することもあるかと思えます。この場合も、別途「その他（8）」や「その他の関係機関（10）」に訪問件数を記入します。

Q2

地区民児協の児童部会で行っている子育てサロン（民児協単独開催）は、「地域福祉活動・自主活動（3）」に記入するのか、「民児協運営・研修（4）」に記入するのか？

回答

民児協の児童部会で開催するサロンは、「地域福祉活動・自主活動（3）」に記入します。なお、地区社会福祉協議会が主催（主体）の場合は、「行事・事業・会議への参加・協力（2）」に記入します。

また、「行事・事業・会議への参加・協力（2）」・「地域福祉活動・自主活動（3）」と、「民児協運営・研修（4）」で判別が難しい場合は、下記を参考に判別するようにしてください。

○「行事・事業・会議への参加・協力（2）」・「地域福祉活動・自主活動（3）」

⇒住民向けの活動（準備を含む）

○「民児協運営・研修（4）」

⇒民児協内部（県・市・地区・委員同士）での会議や研修（準備を含む）

Q3

委員自身が書類や資料の整理等を行った場合、自主活動（「地域福祉活動・自主活動（3）」）に記入してよいか？

回答

書類や資料の整理等については、事前準備と同様に考えます。例えば、調査に関することであれば「調査・実態把握（1）」に記入し、社協主催のサロンであれば「行事・事業・会議（2）」に記入します。活動ごとに区分が異なりますので、その事業ごとにご判断ください。

Q4

地区の民生委員数名で、高齢者の茶話会を立ち上げた（毎月開催）。民生委員以外にも協力者がいる。これは「地域福祉活動・自主活動（3）」に記入するか？ また、この茶話会への参加を呼び掛けるチラシを作成・配付は記入するか？

回答

どちらも「地域福祉活動・自主活動（3）」に記入します。ご質問の茶話会の場合、民生委員主体の活動（又は自主活動）と捉えることができますので、「地域福祉活動・自主活動（3）」に記入します。また、その開催に向けた事前準備（チラシの作成と配付）も、その日ごとに「地域福祉活動・自主活動（3）」に1件、「その他（8）」に訪問件数を記入します。

Q5

「安全・安心の街づくり運動」の一環として、町内で自主安全・パトロールを計画・参加しているが、この場合は活動記録に記入するのか？

回答

いち住民としての活動であれば、活動記録には記入しません。ただし、民生委員として、町会で行うパトロール等に参加している場合は、「行事・事業・会議への参加・協力（2）」に記入し、民児協（民生委員）と協働であれば「地域福祉活動・自主活動（3）」に記入します。

Q6

ひとり暮らし高齢者の友愛訪問を、町会福祉部で行っているときは、「地域福祉活動・自主活動（3）」に記入しているが、「訪問・連絡活動（7）」に記入すべきか？

回答

民生委員として参加した友愛訪問については、町会（又は社協等の他団体）主体の場合は「行事・事業・会議への参加・協力（2）」に記入し、民児協と協働の場合は「地域福祉活動・自主活動（3）」に記入します。また、「友愛訪問」が目的ですので、「訪問・連絡活動（7）」にも実際に対象者とお会いできた件数を記入します。

Q7

地域の小学校と話し合い、子どもたち（小学生）の相談室を開催する活動をしているが、「地域福祉活動・自主活動（3）」に記入してもよいか？

回答

学校主体で設置され行われている活動の場合は、「行事・事業・会議への参加・協力（2）」に記入します。また、民児協（民生委員）からの働きかけにより開催している場合は「地域福祉活動・自主活動（3）」に記入します。

Q8

自主的に登下校の見守りを毎日行う場合は、民生委員活動になるか？

回答

民児協（民生委員）独自の地域福祉活動や自主活動は、「地域福祉活動・自主活動（3）」に記入します。

Q9

民生委員になる前から行っていたボランティア活動は、「地域福祉活動・自主活動（3）」に記入してもよいのか？

回答

活動記録には、「民生委員」としての活動のみ記入することになりますので、民生委員活動に関係しないボランティア活動については記入しません。ただし、民生委員活動に役立つ活動への参加については、自主活動として捉え「地域福祉活動・自主活動（3）」に記入します。

Q10

自分の趣味で入っているボランティア団体（音楽・フラダンス・たいこ・バンド）などで、自分の地区の社協への参加は、「地域福祉活動・自主活動（3）」に入れている。他の地区社協へ行ったときは、どう記入すればよいか？

回答

基本的には、ご自身の趣味である活動については記入しません。ただし、「民生委員活動に役立てる」又は「民生委員として地域住民を支援する」目的で行った自主活動であれば、「地域福祉活動・自主活動（3）」に記入します。なお、地区に応じて、記入方法が異なることはありません。

Q11

「地域福祉活動・自主活動（3）」の「自主的な活動」とは具体的にどのようなものか？「活動記録マニュアル」P18（本冊子P32）記載の「民生委員活動に役立てるために参加した自主研修」という表現があいまい。

回答

民生委員活動に役立てるために参加したセミナーやボランティア活動など、あらゆる活動が該当します。公的・民間を問わず、様々な福祉に関する講演やセミナーが行われているかと思えます。

例えば、傾聴の方法について学びたいと民間の相談技法セミナーへ参加される場合や、福祉に関する著名な方の講演を聴講する場合などが考えられます。また、より高齢者又は児童について学びたいと、施設やNPO活動等にボランティアとして参加した場合などが考えられます。その他、地域における学校ボランティアや美化活動等、民生委員活動につながるものは、自主活動と考えられます。

また、「民生委員活動に役立てる、または役立つ活動か？」という判断は難しいこともあろうかと思えます。ただ、地区に応じて、また委員個々に応じて、自主活動は異なりますので、その活動が「スキルアップとなるのか」、「地域のつながりをつくる活動として捉えるのか」等々、委員ご自身の判断や他の委員の意見を聞いて記入するようお願いします。

Q12

(新任民生委員のため) 担当地区住民の方に、挨拶をかねて、自分の氏名等の連絡先を記載したパンフレットを配付した。どのように記入するか？

回答

民児協あるいは民生委員独自の住民への地域福祉活動は、「地域福祉活動・自主活動(3)」に記入します。ご質問の場合も、その日ごとに「地域福祉活動・自主活動(3)」に1件、「その他(8)」に訪問件数を記入します。

Q13

他市町村(又は、都道府県)の民生委員と、共通テーマで意見交換を行った。この場合、「地域福祉活動・自主活動(3)」に記入してよいか？

回答

委員同士の意見交換等については、地区が異なることで、記入方法が異なることはありません。ご質問の場合は、委員同士の意見交換ですので、「地域福祉活動・自主活動(3)」には記入せず、「委員相互(9)」に記入します。

また、視察研修などで行った意見交換については、視察事業内の活動のため、「民児協運営・研修(4)」に1件記入し、「委員相互(9)」には記入しません。(マニュアルP23「Q4の解説」参照)

その他の活動件数「民児協運営・研修（4）」Q&A

Q1

地区定例会とあわせて、部会も開催しているが、この場合どのように記入したらよいか？

回答

地区定例会にあわせて、部会や個別会議等を行うことは多いかと思えます。この場合、それぞれの部会・会議ごとに件数を記入します。ご質問の場合、「民児協運営・研修（4）」に2件記入することになります。

Q2

地区の新年会や送別会、県外研修などは、「民児協運営・研修（4）」としてカウントしてよいか？

回答

地区民児協活動においては、会議等の実務だけではなく、委員同士の交流を深めることも、活動の円滑化という点において、必要なことかと思えます。こうした活動も、「民児協運営・研修（4）」に記入してください。

なお、地区社協や町会等の新年会・親睦会に民生委員として出席した場合は、「行事・事業・会議への参加・協力（2）」に記入します。もちろん、民生委員としての出席でなければ、活動記録に記入しません。

Q3

地区定例会に出席した場合、「民児協運営・研修（4）」に1件記入し、その他「委員相互（9）」や、関係機関の職員が同席した場合は「その他の関係機関（10）」に記入するのか？

回答

地区定例会に出席した場合は、まず「民児協運営・研修（4）」に1件と記入します。次に「委員相互（9）」や「その他の関係機関（10）」についてですが、この区分は会議・研修会等の事業内での話し合いの場合は記入しません。そのため、定例会内での意見交換は「委員相互（9）」や「その他の関係機関（10）」には件数を数えません。同様に、サロンなどを行った際も、多くの民生委員や関係機関の職員とお会いすることがあると思えますが、件数は数えません。

ただし、参加した事業（定例会やサロン等）後に、具体的な個別ケースについて意見交換等を行った場合は、参加した（自分を除く）委員数を「委員相互（9）」に、関係機関の職員数を「その他の関係機関（10）」に記入します。

Q4

MJアシスト（※下記参照）やその他配付された資料を活用した自主研修は、「民児協運営・研修（4）」に記入してよいか？

回答

定例会や部会以外にも、民生委員の有志で自主研修等を行うことがあろうかと思えます。この場合は、「民児協運営・研修（4）」に件数を記入します。

また、市町村における諸制度や全民児連のMJアシスト等、民生委員活動に関する自己学習についても「民児協運営・研修（4）」に記入します。何らかの事業に係る自己学習の場合は、事前準備として捉え、その主体に応じて「行事・事業・会議への参加・協力（2）」又は「地域福祉活動・自主活動（3）」に記入します。

（※全民児連が行っている民生委員同士の交流を目的とした情報交流掲示板。全民児連ホームページより登録ができます）

Q5

地区定例会の資料作りのため、数日に分けて打合せやコピー等の作業を行った場合、その行った日数ごとに「民児協運営（4）」に件数を記入してよいか？

回答

地区定例会をはじめ、研修会等の実施には、様々な事前準備（例：会場の予約・打合せ・資料作り・物品の購入・銀行に行く等）を行っているかと思えます。「民児協運営・研修（4）」に関するあらゆる事前準備についても、きちんとその日ごとに件数を記入します。ただし、その日のうちに定例会の準備を何度行っても（同日に「打合せ」と「銀行」など）、1日1件と数えます。

なお、それらの事前準備に伴って行った連絡等についても、「委員相互（9）」や「その他の関係機関（10）」に件数を記入します。

Q6

地区会長の場合、地区内の各委員から「活動件数集計報告書」を受領した場合、どのように記入するのか？ また、その集計作業は？

回答

地区会長は、「活動記録集計報告書」を各委員から受領した件数を「委員相互（9）」に記入します。例えば、地区委員が30名の場合は、「委員相互（9）」に30件記入することになります。

また、各委員から受領した「活動件数集計報告書」を集計する場合は、「民児協運営・研修（4）」に1件記入することになります。

なお、委員も1か月分の活動記録を集計した場合、「民児協運営・研修（4）」に記入します。

Q7

市民児協で民生委員活動事例集を作成した際に、編集委員として委員全員から出された事例をパソコンに入力・校正する作業を、1か月間毎日行った。「民児協運営・研修（4）」に記入してよいか？

回答

ご質問のとおり、作業した日ごとに「民児協運営・研修（4）」に記入します。

また、「民児協運営・研修（4）」には、こうした下準備も含まれますので、例えば「活動記録講習会」の事前アンケートを記入したことなども記入します。

その他の活動件数「証明事務（5）」Q&A

Q1

生活福祉資金借受援助世帯に、償還残額等の書類を3か月に1度訪問して手渡しているが、どのように記入したらよいか？

回答

生活福祉資金に係る支援活動（借受前の相談から償還期間、償還後の支援）は、すべて「相談・支援件数区分分類表」の「内容－生活費（7）」の活動に含まれます。また、生活保護に関する活動についても同様です。ただし、それら支援のうち、状況報告書に係る活動（Q2回答）については、「証明事務（5）」に記入します。

また、「相談・支援件数」とは別に、対象者宅へ訪問した場合は「その他（8）」に記入し、社会福祉協議会の職員と支援方法等について協議した場合は「その他の関係機関（10）」に記入することになります。

Q2

（状況報告に係る活動において）同じ一つの案件で何度も訪問した場合、件数は1件なのか？ それとも、繰り返し訪問した回数を記入するのか？

回答

1つの状況報告書を作成するまでには、①依頼書を渡す・受け取る。②事実関係を確認する。③書類を作成する。④「状況報告書」を発行するといったいくつかの過程があります。

これら①～④の状況報告に関する活動は、同じ案件の場合、1日のうち何回行っても「証明事務（5）」には1件と数えます。一方、「その他（8）」については、訪問した延べ回数を記入します。

ただし、「証明事務（5）」については、同じ案件でも2日間に渡って行った場合は、それぞれの日「証明事務（5）」を1件ずつ記入します。なお、発行に至らなかった場合も、上記①～③の活動を行った場合は「証明事務（5）」に記入します。

Q3

証明事務の依頼者からの電話はどのように記入するのか？

回答

ご質問の「依頼者から電話を受ける」といった状況報告に関する何らかの活動を行った場合、「証明事務（5）」に記入します。例えば、状況報告書を届けるだけでも記入します。ただし、同じ対象者の同じ案件については、上記Q2の回答のとおりです。

また、状況報告の一連の活動に伴って、依頼者からの電話や訪問等を行うかと思えます。これらは、連絡・訪問ごとに記入し、「その他（8）」にはその延べ件数を記入します。

Q1

児童相談所に通告する前に、市役所の子ども担当課に連絡相談をしている。この場合は、ここに該当するか？

回答

マニュアルP25記載のとおり、市町村担当課への通告（報告）した件数も「要保護児童の発見の通告・仲介（6）」に記入します。

Q1

ひとり暮らし高齢者の方（市の見守り登録者）が、近所に住んでいる場合、一日に何度もお会いする機会があり安否確認ができる。この場合、どのように記入するのか？

回答

安否確認を毎日行うか週何度行うかは、その対象者の状況（健康の具合等）に応じて異なるかと思います。偶然お会いした場合も、「訪問・連絡活動（7）」に記入しますが、基本的にはこちらから「あらかじめ訪問や連絡の意図がある」ことが前提となりますので、その時の対象者の状況に応じて「会うたびごとに記入するか」、「1日に1度か」にするかをご判断ください。

Q2

遠い他県の病院に担当の高齢者が入院され、安否確認ができない。近所の人から様子を聞いているが、どのように記入したらよいか？

回答

安否確認については、「対象者の姿を確認する」もしくは「電話で声を聞く」ことなど、ご本人と接することが基本となりますので、ご質問の場合は「訪問・連絡活動（7）」には記入しません。ただ、近所の方とのやり取りがあるようでしたら、「その他（8）」に記入することになります。

また、見守り対象者に限らず、対象者のご家族への連絡等についても、「その他（8）」に記入します。

Q3

自分の担当ではないが、知人に頼まれ、他地区の高齢者の友愛訪問をした。この場合、活動記録にはどのように記入したらよいか？

回答

民生委員活動を行っている、時には担当地区外での相談・支援活動を行うこともあろうかと思いますが、活動記録には区域内外を問わず、民生委員活動であれば記入します。

例えば、すでに他都道府県に転出された元地区住民の方への連絡等についても「訪問・連絡活動（7）」又は「その他（8）」に記入します。

ご質問の場合は、友愛訪問を行っていますので、「訪問・連絡活動（7）」に安否確認できた件数を記入します。

Q4

行事に関わる配付等で訪問し、あわせて安否確認を行った場合は、「その他（8）」に記入することになっているが、この場合は安否確認にならないのか？

回答

他事業での訪問とあわせて、安否確認を行った場合は「その他（8）」に記入します。この点については、当協議会「活動記録等マニュアル作成部会」においても議題にあがり、全民児連に下記のような照会を行ったところ、「訪問の目的」に応じて判断するため、配付目的であれば「その他（8）」に記入するとのことご回答がありました。

全民児連への照会と回答

全民児連発行「View」155・156号（のQ20・22）掲載の「活動記録Q&A」に基づいて下記の照会を行いました。

<当協議会からの全民児連への照会内容（抜粋）>

外出先で、たまたまひとり暮らし高齢者の方と出会い安否確認ができた場合は、その事実に着目し、「訪問・連絡活動（7）」に記入するとあります。一方、他活動とあわせて行う安否確認については「その他（8）」に記入することになっています。

当協議会の部会では、「なぜ他活動とあわせて行う安否確認については、その事実に着目し『訪問・連絡活動（7）』に記入しないのか」という意見がありましたので、この考え方についてご教示ください。

なお、部会では、「敬老会の招待状を配りながら安否確認」ではなく、「民生委員は安否確認を第一義として活動しており、安否確認をしながら他活動の案内をしていると考え、『訪問・連絡活動（7）』に記入するのではないか」との意見が出されました。

<全民児連からの回答>

Q20については、偶然に出会い安否確認したことで、訪問回数に記録することになりますが、Q22については、その日の活動の目的が、敬老会の招待状の配布するための訪問でありますので、記述のとおり判断となるのではないかと考えます。

Q5

マンション等を訪問した場合、管理人等が不在で、マンションの中には入れないで帰った場合、訪問回数にはカウントするのか？

回答

マンションに限らず、一般住宅の場合でも不在で調査や配付ができなかった場合も、「その他(8)」に件数を記入します。ただし、安否確認・友愛訪問を目的としていた場合は、実際に対象者を確認しなければ件数には数えず、「活動日数(11)」のみに○を付けることになります。

Q6

あきらかに在宅しているが、訪問してもいつもドアを開けないひとり暮らし高齢者の場合、窓が開いている、洗濯物が干してある、又は電気が点いているかで安否確認を行っているが、この場合は「訪問・連絡活動(7)」には入れず、「活動日数(11)」のみに○を付けるか？

回答

ご質問のとおりです。「訪問・連絡活動(7)」には、実際に対象者を確認した、又は電話等で声を聴き、安否を確認できた場合に限ります。それ以外については、「活動日数(11)」のみに○をつけます。

また、安否確認を目的に訪問したところ留守だったが、帰宅後に電話をしたところ安否を確認することができた場合は、「訪問・連絡活動(7)」に記入します。

Q7

集合ポストへの配付であっても、1件は1件と記入してもよいのではないか？

回答

当協議会の部会においても集合ポストへの投函については議題にあがり、その件数の数え方を全民児連へ問い合わせたところ、「集合住宅の場合、集合ポストへの投函は1件。各戸の新聞受けであれば、その投函件数を数える」との回答に従い、基準を作成したところです。

Q8

ひとり暮らし高齢者の入院の見舞いは？ また、そこで、いつも訪問している高齢者（安否確認対象者）にあった場合はどのように記入するのか？

回答

民生委員として行った入院のお見舞いについては、安否確認だろうと思われるので「訪問・連絡活動（7）」に記入します。その時、たまたまその他の安否確認対象者の方とお会いして、安否を確認できた場合も、別途「訪問・連絡活動（7）」に1件加えます。

Q9

住民の方への連絡方法については、メール等も含まれるのか？

回答

話や訪問に限らず、メールでのやりとり（延べ送受信数）も件数に数えます。「連絡調整回数（9）（10）」についても同様の考え方です。

また、住民の方へお手紙でのやり取りもあろうかと思えます。この場合も、送った・受け取った件数を「その他（8）」に記入します。ただし、年賀状など、連絡ではなく「ご挨拶」のみが目的の場合は記入しません。

Q10

サロン等の事業で、安否確認（声かけ）等を行った場合は、どのように記入するのか？

回答

他の活動とあわせて行う安否確認は、「訪問・連絡活動（7）」には件数を記入せず、「その他（8）」に件数を記入します。（マニュアルP28「こんな時どうする？」②参照）

ご質問の場合は、サロン等の事業への参加・協力のため、主体に応じて「行事・事業・会議への参加・協力（2）」又は「地域福祉活動・自主活動（3）」に記入し、訪問等を行った場合は「その他（8）」に件数を記入します。

「訪問・連絡活動（7）」には、安否確認が目的の場合で、さらに対象者を確認できた場合のみ記入します。

Q1

毎月の定例会で、活動記録集計書を提出しているが、この場合は「民児協運営・研修（4）」に件数を入れ、「委員相互（9）」にも件数を入れるか？

回答

ご質問の場合、まず定例会への出席で「民児協運営・研修（4）」に1件と数えます。次に、活動記録集計書の提出については「民児協運営・研修（4）」には記入せず、「委員相互（9）」に1件を数えます。

Q2

地区民児協の定例会に、市役所の各部署や社協、保健センター、在宅支援センターなどが参加し、意見交換を行っているが、「その他の関係機関（10）」にはどのように記入するのか？

回答

定例会では、市役所等からの事業説明等を受ける機会が多いことかと思えます。この場合、定例会内での意見交換については「その他の関係機関（10）」には記入しません。（マニュアルP23「Q4の解説」参照）定例会内での委員同士の意見交換についても同様です。

なお、定例会後であれば、その意見交換に参加した（自分以外の）委員数を「委員相互（9）」に記入し、関係機関の職員の場合は「その他の関係機関（10）」に職員数を数えます。

Q3

小学校から卒業式の出席依頼の通知が届き、返事を返信用ハガキで郵送した場合、「その他の関係機関（10）」に記入してよいか？

回答

返信に限らず、通知等を受領した場合も件数に入れます。ご質問の場合、「その他の関係機関（10）」に、通知の受領で1件、返信で1件をそれぞれ数えます。

Q4

担当区域の学校を、担当民生委員・主任児童委員等で訪問し、校長・教頭先生と情報交換等をした場合の「連絡調整回数」の「委員相互（9）」と「その他の関係機関（10）」にはどのように記入するのか？

回答

意見交換会が、学校からの呼びかけであれば「行事・事業・会議への参加・協力（2）」に、民児協（民生委員）からの呼びかけであれば「地域福祉活動・自主活動（3）」に記入します。

また、意見交換会は定例会と同様に一つの活動（事業・会議）として捉え、「委員相互（9）」や「その他の関係機関（10）」には記入しません。

ただし、それ以外で個別ケースについて話し合った場合は、自分を除く出席委員数を「委員相互（9）」に記入し、関係職員数を「その他の関係機関（10）」に記入します。

Q5

退任された民生委員との連絡は、「その他（8）」に入るか？ それとも、「委員相互（9）」に入るのか？

回答

「委員相互（9）」に入るのは、現職の民生委員に限ります。そのため、退任された委員との連絡については、その他住民の方と同様に、「その他（8）」に記入します。

Q6

福祉施設やサービスについて知るために、市役所や施設を訪問した場合、どのような記入するか？ また、今後のためにその情報を（自宅で）記録する作業は、どのように記入するか？

回答

事前学習や資料等の整理については、その目的に応じて記入箇所が異なります。

例えば、民生委員に関する自己学習のためであれば「民児協運営・研修（4）」に記入し、何らかの事業に関わる事前学習であれば「行事・事業・会議等への参加・協力（2）」又は「地域福祉活動・自主活動（3）」に記入します。

また、別途、市役所や施設へ訪問しているので「その他の関係機関（10）」に記入します。

なお、自宅での作業については、上記と同趣旨の活動ですので、同じ日に同一の活動を行った場合は件数には含めません。

事前アンケートQ&A その他の質問

Q1

「民生委員さんなのでお願いしたい」と言われ、選挙の立ち会いや国勢調査の調査員を依頼されたが、活動記録に記入してよいのか？

回答

選挙の立会人や国勢調査の調査員をはじめ、「民生委員活動」にあまり関係していない委員等を依頼されることがあるかと思います。ご質問では「民生委員なのでお願いしたい」とありますが、おそらく民生委員への依頼ではなく、「民生委員を務めているので、身元もしっかりとし、信頼できる方なので依頼したい」ということかと思われます。

こうした「民生委員活動」には関係していないものは、記入しません。

Q2

活動記録に記入する際は、鉛筆の方がよいか？

回答

記入する筆記用具は、特に鉛筆でなければいけないということはありません。ただ、後日「活動概要」や集計結果を修正することも考えられますので、鉛筆で書かれた方がよいかもしれません。

Q3

担当していたひとり暮らし高齢者の方が急に引っ越したが、該当はどこか？

回答

活動記録には、民生委員が行った活動（相談・支援）を記載するものですので、「引っ越しをした」というだけでは活動記録には記入しません。

ただし、その引っ越しに伴って、何らかの活動（各種届出の案内や引越し先の民生委員へ情報提供等）を行った場合は、それぞれ該当区分に記入することになります。

Q4

入院するため、ペットの面倒がみられなくなるので、是非1日1回ペットの面倒をみてくれと頼まれた場合、どのように記入するのか？

回答

ご質問は「ペットの面倒をみてほしい」という具体的な相談と、それに伴う活動のため、まず「相談・支援件数」に「(内容) 日常的な支援 (13)」、「(分野) その他 (19)」と記入し、「その他 (8)」にも訪問回数を数えます。

Q5

近隣の人から具体的な話ではなく、一般的な話として介護保険や福祉制度等について聞かれた場合、活動の範囲に入るのか？

回答

ご質問にあるような介護保険や福祉制度に限らず、市町村社協等の各種サービスの紹介等、住民の方への福祉情報の提供も民生委員活動に含まれます。

Q6

ひとり暮らし高齢者の家を訪問したが、留守でお会いできず、次の日も留守だった。気になって、緊急連絡先に連絡してみたところ、入院したとのこと。どのように記入したらよいか？

回答

ひとり暮らし高齢者の方のお宅に訪問した目的に応じて、記入箇所が「訪問・連絡活動 (7)」か「その他 (8)」に入るか異なります。

安否確認（声かけ・見守り）を目的としていた場合は、1日目は留守でご本人の安否確認ができなかったため、「訪問・連絡活動 (7)」には記入せず、「活動日数 (11)」のみに○を付けます。2日目も、お宅を訪問し留守だったため、同様です。緊急連絡先に連絡したところお話を家族等の方（仮定）から伺ったとあるため、「その他 (8)」に1件記入します。この場合、緊急連絡先がご本人だった場合は、安否確認と捉え、「訪問・連絡活動 (7)」に1件記入します。

また、訪問目的が安否確認以外の場合は、訪問した延べ件数を「その他 (8)」に記入します。

Q7

活動を記録するという事は当然のことと思われるが、こと分類に関してはいささか戸惑いを感じている。もう少し、その分け方に大まかで柔軟性を持たせてはどうか？

回答

ご指摘のとおり、分類方法については覚えるまでは大変戸惑うことが多いかと思えます。これまで千葉県では活動記録の具体的な記入方法に関する指針を示しておらず、市町村ごと、また民生委員ごとにその（各区分）捉え方が異なりました。

県内においてある一定の基準を示さないと、記載方法がわからない（わかりにくい）ために記入しないことにもつながりかねません。今までの記載方法と異なることがあり、覚えるまで戸惑うこともあろうかと思えますが、今後は記入マニュアルをもとに作成して頂ければと思います。

また、アンケートの中には、上記要望とは逆に、より詳細な事例や区分方法を求める声も多数ありました。本記入マニュアルは、現在の様式の中で、また全民児連が提示する区分け方法に基づかなければいけないという制約の中で、部会として具体性と簡潔さのバランスを取りながら作成したところです。

これから本記入マニュアルをもとに記入していく中で、記入マニュアルでは判断できない事例等が出てくることも考えられます。その都度、県民児協事務局までお問合わせ及び情報の提供をお願い致します。

Q8

活動記録が集計され、活用されているという話は聞かすが、具体的にどのようなところに活用されているのか？

回答

地区ごとには、集計から見出された活動の傾向を基に、地域の福祉課題への取り組みを協議会全体で進めていくことを目的としています。

また、行政の活用方法として、制度の動向を検証することに活用しています。具体的には、民生委員活動費等の事業費を予算要求する場合に資料として活用する外、傾向分析を行いながら事業の実施方法を検討しています。

Q9

活動記録の活用方法について、地区レベルで考えていくことは時間的にも難しい。県・市レベルで検討のうえ、提示してはどうか？

また、地区民児協で活用しているところがあれば、どのように活動しているのか伺いたい。

回答

活動記録の地区レベルでの活用方法については、「どのように活用すればよいか」とのご質問を多数寄せられました。

地区の状況分析・把握に活用することになろうかと思いますが、それら活用方法等については、皆様に例示できるよう、今後検討を行っていきたいと思います。

なお、現在どこの地区民児協で活動記録データを活用しているかについては、県及び県民児協では把握しておりません。活用されている地区民児協がありましたら、検討資料とさせていただければと思いますので、当協議会まで情報提供をお願いいたします。

Q10

今後に向けて簡素化したり改正の予定はあるのか？

回答

全民児連に問い合わせたところ、当面ないが、検討は行っていききたいとのことです。

Q11

「活動記録マニュアル」の「第4章活動記録記入例」の説明がほしい。

回答

「活動記録マニュアル」の（第4章の）記入例に関するご質問を多数いただきました。できるだけ早急に、各区分に記載しているような「解説」を作成させていただきます。

そのため、今回はご回答できませんが、来年度初め頃には作成のうえ、市町村民児協事務局へご案内させていただきます。また、それとあわせて、当協議会ホームページの「民生委員の部屋」にも掲載させていただきますので、ご了承くださいませようお願い致します。

なお、それまでの期間で、早急に記入例に対する回答が必要な場合は、お手数ですが、県民児協事務局までお問い合わせください。